別表(第5条関係)

短期証交付基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 有効期間 | 判定基準 | 判定資料等 |
| Ａ | 6月以内 | 年度更新時において、資格証明書交付基準対象とならない保険税を滞納している者で、納付誓約書を提出し、年度内に完納すると認められる場合 | 納付誓約書の履行状況 |
| Ｂ | 3月以内 | 年度更新時において、資格証明書交付基準対象とならない保険税を滞納している者で、納付誓約書を提出し、年度内に完納すると認められない場合 | 納付誓約書の履行状況 |
| 年度更新時において、資格証明書交付基準対象となる保険税を滞納している者で、特別の事情等により納付できないと認められ、納付誓約書を提出した場合 | 納付誓約書の履行状況 |
| Ｃ | 1月以内 | 年度更新時において、資格証明書交付基準対象となる保険税を滞納している者で、特別の事情等により納付できないと認められ、納付誓約書を提出しない場合 | 特別の事情に関する届 |
| Ｄ | その他 | ア　短期被保険者証交付世帯及び資格証明書交付世帯からの異動により、新規に課税世帯となった場合  イ　再取得した者で資格証明書交付基準対象となる保険税を滞納している場合 | 異動届書 |
| ウ　いったん、短期被保険者証が交付された者で、再更新する場合  エ　当該年度に、資格証明書交付対象となった者が、特別の事情等の提出があり、それを協議する場合  オ　年度更新時において、保険者の判断により期間を定める場合 | 納付誓約書の履行状況 |